

第四條

本組合は組合機関の決議を経て三十名以内の工場別に支部を組織す支部構成に至らざる時は本組合を組織す支部を合併し或は二條の目的達成の爲めに本部の統制を改め其の活動を無碍ならしむるに任務とす

第三章 機関

第一節 大 會

第五條

大會は本組合の最高決議機関にして毎年一回幹事會之を招集す但し幹事會緊急必要と認めたる時は組合員三分の二以上の要求ありたる時は臨時大會を招集すの事を得

第六條

大會は一般組合員及び役員を以て構成し議長は原則として組合長に任す

第七條

大會は組合長、副組合長、主事、會計、會計監査を選出す選出方法は其の部規を以て決す

第二節 幹事會

第八條

幹事會は幹事及執行委員、組合長、副組合長、會計、主事、書記長を以て構成し大會より次期大會迄の決議機関にして組合長之を招集す幹事會は執行委員を互選し各専門部長、副部長、書記長を任す

第九條

以て構成し大會より次期大會迄の決議機関にして組合長之を招集す幹事會は執行委員を互選し各専門部長、副部長、書記長を任す

第三節 執行委員會

第十條

執行委員會は組合長、副組合長、主事、會計、執行委員、書記長を以て構成す

第十一條

執行委員會は幹事會の決議の執行及び委任の範圍内に於ける組合事務の決議並に執行機関にして組合長之を招集し幹事會は大會に對して其の責に任す

第十二條

事前に豫測し能はかりし労働爭議の發生其他緊急事件は幹事會の決議を待たざる時は執行委員會は前項の範圍を越ゆる事を得此の場合に幹事會の事後承認を経るを要す

第四節 部 門

第十三條

執行委員會統制の下に左の部門を置き責任の分担を明らかにす